

事務局からのお知らせ

会員サイトでのお手続き

休職・復職日の登録は1日で

自動的に1日に変換して登録するようシステム変更済みです。

休職日、復職日は実際の日付で登録していただいていたが、2日以降の日付で登録すると、三井住友信託銀行のシステムと、休職期間に差異が生じる原因となっています。つきましては、9月以降は以下のように登録するようご協力をお願いいたします。

提出中断事由
発生年月日

__/__/__

- ・事由発生日が1日の場合 → 当日で登録
- ・事由発生日が2日の場合 → 翌月1日で登録

従来通り、実際の事由発生日で登録されても構いませんし、登録済みの届出を変更する必要もありません。その場合、締め作業の際に本会側で変更させていただくことをご了承ください。



退職一時金給付申請書の記入に関する注意事項

2. 記入例をHPに載せましたので、加入者様への説明にご利用ください。

また、退職者様向けのご案内もありますので、HPの周知をお願いします。

<http://www.fukushiniigata.or.jp/fukuri/taishokusya/>



福祉医療機構に加入されている事業所様へ

1. 書類の提出先をご確認ください。

退職に関係する書類 → 県社協

退職に関係ない書類 → 福祉医療機構

2. 書類の提出順をご確認ください。

県社協の民間退職積立基金と福祉医療機構の退職共済で退職金を請求する場合

① 県社協の退職一時金給付申請

② 源泉徴収票の発行 → 貼付

③ 福祉医療機構の退職共済請求

という順番で手続きください。

※詳しくは別紙の一覧表をご覧ください。

お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主事 清川 祐介 / 嘱託 枳堀 美子

TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528

MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp

★ 新潟県福祉人材センターからのお知らせ

2017年4月から介護福祉士資格をお持ちの方は、離職時に都道府県福祉人材センターに届け出ることが努力義務となりました。離職される方にご周知をお願いします。

福祉人材センターHP : <https://www.fukushi-work.jp/>